

23100

愛知県

名古屋市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
本社機能等 立地促進補 助金交付要 綱	R6.4 改正	<p>名古屋市内に企業を統括する意思決定機関、全社的な業務を担当する調査・企画部門、研究開発部門等を有する事業所を例とした本社機能等を、移転又は新たに開設する場合</p> <p><b>【要件】</b></p> <p>(1)東京 23 区内からの移転の場合は、延床面積 100 m<sup>2</sup>かつ正規常時雇用職員 15 人以上(大企業の場合は、延床面積 200 m<sup>2</sup>以上かつ正規常時雇用者 30 人以上)</p> <p>(2)東海 3 県を除くその他地域からの移転の場合は、延床面積 200 m<sup>2</sup>かつ正規常時雇用者 30 人以上(大企業の場合は、延床面積 300 m<sup>2</sup>以上かつ正規常時雇用者 50 人以上)</p>	<p>&lt;補助対象経費&gt;</p> <p>(1)建物賃借料</p> <p>(2)建物建設工事費又は取得費(土地を除く)</p> <p>(3)機械設備購入費及び什器備品購入費(取得価格 50 万円未満は除く)</p> <p>(4)移転に係る運搬料等</p> <p>&lt;補助率&gt;</p> <p>(1)東京 23 区内からの移転の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃借型:建物賃借料×36 か月 × 50%</li> <li>・所有型:建物建設工事費又は取得費×12%以内</li> <li>・その他:機械設備購入費等及び移転に係る運搬料等×50%</li> </ul> <p>(2)東海 3 県を除くその他地域からの移転の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃借型:建物賃借料×36 か月 分× 50%</li> <li>・所有型:建物建設工事費又は取得費×10%以内</li> <li>・その他:機械設備購入費等及び移転に係る運搬費等×20%</li> </ul> <p>&lt;限度額&gt;</p> <p>(1)東京 23 区内からの移転の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃借型:1 億円</li> <li>・所有型:10 億円</li> </ul> <p>(2)東海 3 県を除くその他地域からの移転の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃借型:5,000 万円</li> <li>・所有型:5億円</li> </ul>

<p>名古屋市企業進出促進補助金交付要綱</p>	<p>R7.4 改正</p>	<p>市内において新たに事業所を開設する場合</p> <p><b>【対象企業】</b></p> <p>(ICT 企業)</p> <p>ICT、ロボット、デジタルコンテンツ、クリエイティブ分野を主に事業活動の対象とする法人設立後 3 年以上経過した企業</p> <p>(外資系企業)</p> <p>外国為替及び外国貿易法第 26 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する会社等及び当該会社等が発行済株式の総数又は出資金額の 3 分の 1 超の数の株式又は出資金額を有する法人設立後 3 年以上経過した企業</p> <p>(スタートアップ企業)</p> <p>グリーン化及びデジタル化をはじめ新技術や新しいビジネスモデルを活用して新市場の開拓や高成長を目指す事業を行っている法人設立後 10 年を経過しない企業</p> <p>(グロース企業)</p> <p>資本金 1,000 万円以上かつ、直近事業年度の売上が1億円以上または経常利益 1,000 万円以上であって、今後の成長が見込まれる法人設立後 3 年以上経過した企業</p> <p><b>【要件】</b></p> <p>(ICT 企業)</p> <p>補助対象事業所の床面積が 30 m<sup>2</sup>以上、かつ常駐するエンジニア職等の常時雇用者が 2 人以上</p> <p>(外資系企業)</p> <p>補助対象事業所の床面積が 20 m<sup>2</sup>以上、かつ常駐する常時雇用者が 2 人以上</p> <p>(スタートアップ企業)</p> <p>補助対象事業所に常駐する常時雇用者が 1 人以上</p> <p>(グロース企業)</p> <p>補助対象事業所の床面積が 30 m<sup>2</sup>以上、かつ常駐する常時雇用者が 5 人以上</p>	<p>&lt;補助対象経費&gt;</p> <p>市内に新たに開設する事務所の賃借料(12 か月分。敷金、保証金、消費税等を除く。)</p> <p>&lt;補助率&gt;</p> <p>50%以内</p> <p>&lt;限度額&gt;</p> <p>1,000 万円</p>
--------------------------	----------------	--	---

<p>名古屋市産業立地強化促進補助金交付要綱</p>	<p>R6.4 制定</p>	<p>市内で本社オフィス、オフィス、工場、研究施設を新增設する場合</p> <p><b>【要件】</b> (フラグシップ型)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に 50 年以上、本社を有すること</li> <li>・市内の事業所等における常時雇用者の合計が 25 人以上(大企業は 100 人以上)であること</li> <li>・補助対象施設の新増設にかかる固定資産取得費用の合計額が 2 億円以上(大企業は 25 億円以上)であること</li> </ul> <p>(本社立地型)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の事業所等における常時雇用者の合計が 5 人以上(大企業は 20 人以上)であること</li> <li>・補助対象施設の新増設にかかる固定資産取得費用の合計額が 1 億円以上(大企業は 10 億円以上)</li> </ul> <p>(産業立地型)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本標準産業分類で製造業又は情報通信業に分類される事業を主に営んでいる企業であること</li> <li>・市内の事業所等における常時雇用者の合計が 5 人以上(大企業は 20 人以上)であること</li> <li>・補助対象施設の新増設にかかる固定資産取得費用の合計額が 1 億円以上(大企業は 10 億円以上)</li> </ul>	<p>&lt;補助対象経費&gt;&lt;補助率&gt;</p> <p>(フラグシップ型)</p> <p>補助対象施設(建物)に係る固定資産税・都市計画税の課税標準額の 20%</p> <p>(本社立地型)</p> <p>補助対象施設(建物)に係る固定資産税・都市計画税の課税標準額の 10%</p> <p>(産業立地型)</p> <p>補助対象施設(建物)に係る固定資産税・都市計画税、機械設備等にかかる固定資産税の課税標準額の 10%</p> <p>&lt;限度額&gt;</p> <p>5 億円</p>
<p>名古屋市内企業再投資促進補助金交付要綱</p>	<p>R7.4 改正</p>	<p>20 年以上、市内に立地する工場等を有する企業が、工場、研究所の新増設等を行う場合</p> <p><b>【要件】</b></p> <p>(1) 中小企業の場合は投資額 1 億円以上かつ常用雇用者 25 人以上維持</p> <p>(2) 中堅企業の場合は投資額 1 億円以上かつ常用雇用者 25 人以上維持</p> <p>(3) 大企業の場合は投資額 25 億円以上かつ常時雇用者 50 人以上維持</p>	<p>&lt;補助対象経費&gt;</p> <p>新たに取得した固定資産取得費用(土地を除く)の 10%以内(中堅企業は 5%以内、大企業は 4%以内。別に愛知県からの補助あり)</p> <p>&lt;限度額&gt;</p> <p>総額 10 億円(中堅企業及び大企業は 5億円)</p> <p>※新あいち創造産業立地補助金に採択されることが必要</p>

名古屋市都市型産業研究施設開設補助金交付要綱	R2.12 改正	創業後5年以内の中小企業が、デザインラボ、なごのキャンパス、クリエイション・コア名古屋及び名古屋医工連携インキュベータに入居する場合	<p>&lt;補助対象経費&gt;</p> <p>テナント賃借料の30%以内</p> <p>&lt;限度額&gt;</p> <p>150万円</p> <p>※市外に本社があり、入居に際し本社を併せて移転した場合は限度額に50万円の加算あり</p> <p>&lt;補助期間&gt;</p> <p>5年間</p>
名古屋市航空宇宙産業設備投資促進補助金交付要綱	R7.4 改正	航空宇宙産業に関する認証（JISQ9100、AS9100、EN9100、Nadcap）等を受けている中小企業が市内の事業所に機械設備やソフトウェアを購入し、設置又は構築する場合（取得価額500万円（税抜き）以上）	<p>&lt;補助対象経費&gt;</p> <p>航空宇宙分野に関する設計・製造・検査で使用する機械設備やソフトウェアの取得費</p> <p>&lt;補助率&gt;</p> <p>補助対象経費の10%以内</p> <p>&lt;限度額&gt;</p> <p>1,000万円</p>
なごやサイエンスパーク研究開発型企業団地研究開発施設等立地補助金交付要綱	R2.12 改正	<p>テクノヒル名古屋及びなごやライフバレーの区域内において、補助対象施設を新設し、自ら下記補助対象分野に係る事業を行うもの</p> <p>(1) 医療・福祉・健康関連分野</p> <p>(2) 生活文化関連分野</p> <p>(3) 情報通信関連分野</p> <p>(4) 新製造技術関連分野</p> <p>(5) 環境関連分野</p> <p>(6) バイオテクノロジー関連分野</p> <p>(7) 航空・宇宙関連分野</p> <p>(8) 新エネルギー・省エネルギー関連分野</p> <p>(9) 住宅関連分野</p> <p>(10) その他、本市産業の高度化に資するものとして市長が特に認めるもの</p> <p>※なごやサイエンスパーク研究開発型企業団地分譲・賃貸実施要領に基づく先端的産業分野として業種を設定</p>	<p>&lt;補助対象経費&gt;</p> <p>○研究開発施設等及び付随施設（試作等を行う工場、研修施設）の新設に要する建物及び設備の取得費</p> <p>(1)大企業の場合は6%以内</p> <p>(2)中小企業の場合は10%以内</p> <p>&lt;限度額&gt;</p> <p>1億円（ただし、県補助金の間接補助の対象となる場合は10億円）</p>